

市の計画(案)についての市民意見の概要と 市の考え方について公表します

市では、1月6日～23日の間に次の条例(骨子)・計画(案)について市民意見の募集を行ない、ご意見をいただきました。いただいたご意見の概要と市の考え方は各表のとおりです。

■福生市暴力団排除条例(骨子)へのご意見

意見提出者2名(7項目)

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

市民意見の概要		意見に対する市の考え方
1 条例全体について:暴力団排除条例が制定された経緯を広く市民と共有することが大切。条例はわかりやすい表現で、作成願いたい。	条例を作成する際には、用語の定義なども盛り込み、市民及び事業者の方にわかりやすい表現で作成します。	在宅生活の重視と将来を見据えた標準的な介護保険事業の運営について、標準的であるが、市単独のサービスを実施してほしい。例えば移送サービス、単身要介護者への調理などの事務連絡など。
2 目的について:「市及び市民等」とあるが、暴力団と立ち向かう対象として「事業者」は外せないとと思うが、「等」でまとめて十分と考えているのか。	「市民等」の等とは事業者を意味しています。条例制定には、条文の中に「定義」を設け、わかりやすく説明する予定です。	認知症ケアの推進と利用者の尊厳をまもることについて、認知症センター制度の導入をしたらどうか。
3 基本理念について:この活動を行なうに当たって、どのような考えのもと行なうのか記述がなく、基本から書き出されているのは唐突である。	暴力団排除活動の基本的考え方については、基本理念として条文の中で規定します。	40%近い増加が見込まれる訪問介護・訪問看護・通所介護(デイサービス)・通所リハビリ・短期入所生活介護(ショートステイ)などについて、人材確保の具体的な施策を計画に載せてほしい。
4 基本理念について:市、警察等及び市民等の連携、本来であれば、市、市民、事業者及び警察等の関連機関と並ぶべきではないのか。	ご意見を参考に、改めて規定文の文言を整理します。	2級ヘルパー育成への公的助成制度を計画に載せてほしい。また、施設や居宅の介護従事者の離職率を抑制する施策を検討してほしい。
5 市民等の責務について:都と市の役割に従った条項はそれぞれ定められて然るべきと思うが、都条例15条に(都民等の責務)が定められている。一方、条例骨子N o.4に(市民等の責務)が定められている。我々市民が「暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合」市にも都にも情報を提供する責務があるのか。	今回の条例制定に向けては、「市民等の責務」として市または警察等へ情報提供に努めるし、あくまでも努力義務という考え方です。ご意見に対するお答えとしましては、市または警察(都)への情報提供をお願いしていく考えです。	市内事業所には、常勤約50人・非常勤約160人が在籍しており、充足されています。なお、市内施設で毎年定員200人のヘルパーを養成しています。介護従事者の待遇改善については、国において24年度介護報酬改定に盛り込む予定となっています。
6 広報及び啓発について:「市は、警察等と連携し、暴力団排除活動の広報・啓発活動を行なう。」とあるが、有名無実化しないために、要綱、規則等で具体的な広報・啓発体制を作っていただきたい。	広報及び啓発について、暴力団排除活動の気運を高めるため、実施要領を作成するなどし、イラスト入りチラシの作成や、市広報、ホームページ等を通じて、市民及び事業者並びに教育関係機関等に対し、情報提供を行なっています。	市内認知症をケアする施設(デイサービス)が1つ(サンシャインピラ)しかないので、今後増やした方がよい。
7 青少年の教育等に対する支援について:具体的に中学校の道徳の時間等に少年補導員、警察官等の協力を得て定期的な授業を実施できる仕組みを作っていただきたい。「暴力からは何も生まれない」「暴力は他の人の人権を奪うものである」という教育をお願いしたい。	現在、中学校では、道徳教育や教育活動全体を通じて行なわれる人権教育の中で、暴力行為等を防止するための取組みを計画的に行なっています。日々の学校生活の中でも、生活指導のひとつとして、暴力の絶対的な否定の立場に立った指導等を行なっています。今後は、暴力団排除条例に係る学習について、学校と関係機関が連携して実施できるよう努めています。	施設利用者1人当たりのサービス給付費が少ないので、利用者の数や施設の数が少ないからではないか。

■福生市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)へのご意見

意見提出者2名(5項目)

問合せまちづくり計画課計画グループ☎551・1952

市民意見の概要		意見に対する市の考え方
1 条例制定の趣旨はよく理解でき、条例制定までの予定も示され、内容も定めるべき事項は、記述があるのでよいと思う。	分かりやすい説明に努めました。	経営主体の基準は東京都から一定の基準が示されたわけではなく、各市の条例案を参考にしました。
2 東京都から権限委譲されるに当たり、基準は東京都から示されたのか。例えば、経営主体に関しては、都条例では「都内又は当該市に隣接する都外の市町村」に事務所を有するとなっているが、福生市の案では市内に5年以上となっており、市独自として都条例以上の条件を担保している。しかし、5年以上の根拠は明らかでなく、あきる野市では7年以上と定めている。	5年の根拠は、宗教法人の認可を得るには3年間の活動実績の確認が必要であることから、少なくともそれ以上とし、多くの市の案が5年としていることから、福生市も5年としました。	5年の根拠は、宗教法人の認可を得るには3年間の活動実績の確認が必要であることから、少なくともそれ以上とし、多くの市の案が5年としていることから、福生市も5年としました。
3 ぜひ、都条例より丁寧な住民理解を受けられるよう制定されたい。	市に対して「申請前協議」の手続きと「意見が出された場合の近隣住民の理解を得るよう努めること」の2点を条例案に盛り込み、より丁寧な住民理解を得るようになりました。	墓地は市民生活にとって必要なものであり、住宅地内に建設できないとする規定は法律の趣旨を超えて、その根拠付けも困難のためできません。
4 住宅地には墓地の新設、増設は認めないこととしてほしい。住宅地以外で新たに新設、増設する場合は周辺の環境に配慮した構造としてほしい。	そのため、墓地の構造基準等は周辺環境に配慮したものとするよう定めています。	墓地は自己所有地であることとしていますが、その所有期間までを条例で規定することは、過大な条件と考えます。
5 •増設する場合はその土地を20年以上所有することとしてほしい。 •増設する場合は、隣接住宅地から道路を挟むかおおむね20メートル以上離すこととしてほしい。 •新設、増設の場合は住民の同意を必須条件としてほしい。	•墓地の建設は必要やむを得ないものであることから、同意を義務付けすることはできません。	•隣接地が住宅等の場合は緩衝帯を設けることを規定しました。 •墓地の建設は必要やむを得ないものであることから、同意を義務付けすることはできません。

■介護保険事業計画(第5期)及び障害福祉計画(第3期)の中間答申(計画案)へのご意見

意見提出者4名(19項目)

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当☎551・1735

【福生市介護保険事業計画(第5期)案】

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	在宅生活の重視と将来を見据えた標準的な介護保険事業の運営について、標準的であるが、市単独のサービスを実施してほしい。例えば移送サービス、単身要介護者への調理などの事務連絡など。	独自給付は保険料を財源として給付されるものであり、保険料との兼ね合いで、計画では法律で定められた保険給付を基本とします。
2	認知症ケアの推進と利用者の尊厳をまもることについて、認知症センター制度の導入をしたらどうか。	「認知症センター100万人キャラバン」に参加し、センターの増員を図っています。また、認知症本人や家族などの支援者も安心して地域で暮らせるようサービスの充実に努めています。
3	40%近い増加が見込まれる訪問介護・訪問看護・通所介護(デイサービス)・通所リハビリ・短期入所生活介護(ショートステイ)などについて、人材確保の具体的な施策を計画に載せてほしい。	介護保険事業計画の周辺整備になりますが、介護事業所の人材確保を支援していきます。
4	2級ヘルパー育成への公的助成制度を計画に載せてほしい。また、施設や居宅の介護従事者の離職率を抑制する施策を検討してほしい。	市内事業所には、常勤約50人・非常勤約160人が在籍しており、充足されています。なお、市内施設で毎年定員200人のヘルパーを養成しています。介護従事者の待遇改善については、国において24年度介護報酬改定に盛り込む予定となっています。
5	市内認知症をケアする施設(デイサービス)が1つ(サンシャインピラ)しかないので、今後増やした方がよい。	現在待機はありませんが、今後の動向に注視していきます。
6	施設利用者1人当たりのサービス給付費が少ないので、利用者の数や施設の数が少ないからではないか。	施設サービス利用者は、西多摩圏域3市と人口規模で比較すると多いと考えています。
7	小規模多機能型居宅介護について空き家の利用を考えたらどうか。	空き家を利用して事業を実施することは可能ですか。
8	地域包括支援センターの充実を図ってほしい。あるいは地域包括支援センターを社会福祉協議会、3在宅介護支援センターへ委託してはどうか。	現在、日常生活圏域を1圏域として設定していますが、高齢者数の増加等に伴い高齢者が抱える問題は多岐にわたっています。これらの問題に幅広く対応するために、今後、圏域の設定について、地域包括支援センターの機能強化や、在宅介護支援センターのあり方を含め検討を進めています。
9	西多摩圏域各市とは、西多摩圏域3市のことか。	青梅市、羽村市、あきる野市の西多摩圏域3市です。「西多摩圏域3市」に訂正します。
10	今後の利用者の増加に対し、介護サービス事業者の増強が望まれるが、今後10年20年の見通し、公的支援の見通しが明確でないと事業者は安易な事業拡大はできないのでは。	介護保険事業計画は3年ごとの改定が国により定められているため、10年20年の見通しを計画に記載することは難しいと考えています。
11	地域密着型サービスで福生市が提供する(しない)サービスが分かるようにしてほしい。	計画に掲載しているサービスについては、すべて利用可能と考えています。
12	介護予防事業は、検診の受診率を参考にすると参加率低迷が予想されるが、重要な事業であるため充実を期待する。	第5期計画からは、従来のように検診と同時実施の必要がなくなり、基本チェックリストのみで対象者抽出が可能となり、対象拡大が図れると考えています。
13	介護給付等費用適正化事業では、ICT(情報通信技術)の活用などが期待できるのでは。	介護給付費適正化事業は、国が示した「第2期(平成23～26年度)介護給付費適正化計画」に関する指針をもとに、東京都が策定した「東京都第2期(平成23～26年度)介護給付費適正化計画」に基づき医療情報統合等を実施しています。
14	情報提供等において市政出前講座の活用の方策も必要だと思う。	要望に応じて実施します。
15	医療・看護・介護の24時間体制の確立のため、在宅診療スポットの設置を、在宅介護支援センター地区毎最低3か所に開業医を当番制で配置し、各訪問看護・訪問介護も連携した当番制としてはどうか。	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、生活上の安全・安心・健康を確保するために住宅や医療・介護・予防など福祉サービスを含めたさまざまな生活支援を行なうための地域包括ケアの構築のために全般的な取組みのなかで検討していきます。
16	在宅ケアマネジャーの教育、研修のレベルアップを図り、医学的知識、認知症に関する知識、社会福祉サービスについて系統的に、かつ継続的研修を実施してほしい。	事業者連絡協議会との連携を図り研修を実施していますが、市町村単位での継続的研修は難しいので、東京都が実施する研修を活用しています。
17	地域包括支援センターは、3か所必要ではないか。また、独自研修会が少ないのではないか。	独自研修会の開催以外にも都で実施している研修にも参加しています。(地域包括支援センターについては、8番をご覧ください。)
18	この計画は、障害者計画と一緒に策定し…と言っているので、「障害者計画」が入るのでは。	計画書の表題は障害者計画を加え「福生市障害者計画・第3期障害福祉計画」とします。
19	障害者自立支援法(※平成24年度現在)第88条に定める…とあるが、平成24年度現在とは何を意味するのか。	障害者自立支援法は、平成25年8月までに廃止され、障害者総合福祉法(仮称)に引き継がれる予定となっているため、この計画のスタート時は障害者自立支援法であることを明示したもので、誤解を招くため、(※平成24年度現在)を削除します。

【福生市障害福祉計画(第3期)案】